

議長 会議を再開いたします。 (午後 1時00分)

々 続いて、木村議員の一般質問を行います。5番木村議員。

5番 木村議員 昼から一番目の5番木村慶五でございます。皆さん度重なる水害にあわされた皆さん、お見舞い申し上げます。5番議員木村慶五でございます。通告書に基づきまして、3点について質問します。少し長くなりますがご容赦願います。

1つ、川本町をとりまく道路行政について問う。「いつかはつくる行政」から「いつまでにつくる行政」への転換を要請します。

「防災に強い中心市街地道路強靱化について」であります。一級河川江の川は、本町の北東から南西に向かって約14.2kmにわたり貫流しています。昭和47年7月大水害は本町市街地である、弓市地区に壊滅的打撃を与え、尊い人命や財産に多大な被害を及ぼしました。その後、暫定堤防が施工されましたが、平成30年7月、二年後の令和2年7月と近年の異常気象による集中豪雨が多発しています。数十年に一度の大雨が頻繁に発生する事態で、これまでの防災の常識は通用しなくなりつつあります。災害発生時においては、緊急車両が確実に通行でき、寸断されることの無い幹線的な緊急輸送道路の整備が不可欠です。川本暫定堤防を完成堤防とし強靱な堤防と大型車両が通行できる市街地幹線道路化について問うものであります。三江線がなくなった現在、鉄道からバス路線化となりましたが、地域を繋ぎ利用者を目的地まで、安全かつ確実に輸送する公共交通を維持する観点からも、主要地方道の道路改良が望まれます。川本波多線は県央地域の一般国道と一体となって広域交通を担う東西幹線として位置づけられています。美郷町との町境は狭隘道路が続き、平成27年度から対岸側をバイパスルートとしてトンネル整備が完了していますが、多田から国道261号線に繋がる川本工区(川本バイパス)について、平成16年より計画が休止状態により、主要地方道川本波多線改修促進期成同盟会の計画においても、路線が記載されていない状況であります。川本町魅力ある観点、島根県の東西を結ぶ幹線的な緊急輸送道路としての観点、また、地域を繋ぐこれからの公共交通を維持する観点からも、川本町が現在の都市計画区域を見直し、都市計画道路を見極めることにより、現在進めている弓市魅力化構想・小さな拠点づくり等を連動し、効率的・効果的な道路整備を図るため川本波多線川本工区(川本バイパス)の計画的な整備について島根県と協調して取り組む必要があると考えます。

次に、瀬尻久料谷地区の水防事業にかかる国道261号線の嵩上げについて、お尋ねします。瀬尻久料谷地区の住宅嵩上げ計画について住民説明会等数回にわたって実施されています。水防対象地区である瀬尻久料谷地区は、因原地区に隣接する地区であり、川本町が今後、定住促進住宅を建築するに当たっては、定住によるストック効果を十分に発揮できる地区である。本地

区の水防災事業においては、国土交通省と連携し、土地一体型事業の実施を目指し、河川改修後の定住促進住宅の整備により、人口増のストック効果を導くことが肝要と考える。この際には、土地利用面積を現況面積と同等に確保するために、国道261号線の嵩上げが必要であるところから、これまで、地元説明会で、個別に1軒ごとの嵩上げが中心であるが、久料谷は面で嵩上げし、総合戦略にある住宅環境の整備促進を実現し、人口増による最大限のストック効果を創出されるよう、国土交通省、島根県と連携し早期に実現を図ることを要請します。

次に、川本町鳥獣被害防止計画について伺います。午前中、中平、圓山議員により質問がありましたが、切り口を変えてお尋ね致します。鳥獣被害防止対策は、「耕作放棄の歯止め」「農作物生産するため」「点や線でなく面で捉えた対策」を要請するものであります。これは鳥獣対策として取り組んできた対策は、目の前の蠅を追うだけで根本的な解決方法になっていない。サルは学習機能が発達するといわれている。サルの生息地及び周辺環境の整備を計画的に実施し、サルのふるさとを奥山である認識させる長期的計画が必要と考えます。川本町が取り組んできた施策は大きく分けて二つある。一つは、花火やエアガンなど各種道具や犬などを使ってサルを威嚇し、田畑から「追い払う」方法、もう一つは、ネットを張り巡らせたり電気柵を設置して、田畑からサルを「締め出す」方法であります。これらの二つのうち、田畑からの追い出す方法については、以下のような問題があると提起します。

追い払いを強化すればするほど、サルは近隣の田畑に出没するようになり、結果として、追い払いはサルの「追い散らし」となり、被害地域を拡大させてしまう。田畑のすぐ側しよくせの背後は、今ではほとんどどこでも、手入れされていない杉林やヤブ状の植生しよくせいになっている。サルに格好の隠れ場所を提供している。したがって、追い払いを行えば行うほど、それらの隠れ場所から追い払い行為をじっくり観察し学習する機会をサルに与えてしまい、サルは急速に「悪賢くわるかしこ」なっていく。追い払いの継続を通して、より早く悪賢くなったサルとそうでないサルと差が群れ内に生じ、田畑への出没の仕方に違いが生じて、群れの分派行動、はぐれザル等が頻繁になっていく。その結果、群れは分裂し、分裂した集団は新しい地域に行動圏を構える。すなわち、群れの田畑から追い払いは、群れを他地域へ「追い出す」ことになってしまう。

このような、サルを田畑からいくら追い払っても、それは天敵対策であり、どの地域でも事態を悪化させてきただけである。

もう一つは、ネットや電気柵によって物理的にサルを田畑から締め出す方法である。とくに電気柵は現在、サルの農作物被害に対する究極の防除対策といわれています。しかし、この締め出し法についても、以下のような問題がある。一つは、田畑に電気柵を張り巡らしても、サルは近隣の、まだ電気柵を設置していない田畑に出没するようになり、結果として被害地域を拡大させる。電気柵は設置するだけでも高価であり、維持費もかかり、管理も大変であります。また、多くの生産者が高齢化とともに電気柵等の設置作業が

5 番
木村議員

困難なため、電気柵を張れる農家とできない農家が出現し、被害は張れない農家の田畑に集中するようになる。24時間、暇で頭も良いサルは、電気柵の構造をやがて理解し、さまざまな手段や方法で隙間を作っては侵入を企てる。電気柵を張って、田畑からサルの侵入を首尾よく締め出せたとしても、被害が発生している地域のいったいどこまで延々と電気柵を張り巡らしていけば被害を防ぎ切れるのか、道路など建造物が急峻な谷底や、電気柵を張れないところは一体どうするのか等々、それは気の遠くなる全く非現実的な話になってしまう。このように、サルを電気柵でいくら田畑から締め出しても、それはひどく途切れ途切れの線的対策であり、サルはいくらでも隙間(→隙間より隙間が分かり易い)を作って侵入するし、追い払う方と同様に事態を悪化させるだけである。そこにはかなりの税金を投入された点でもある。武田信玄は戦国時代、農民が洪水に悩まされ続けていた甲府盆地の治水について、地域ごとにバラバラな護岸工事、点的対策や線的対策をいくらやっても効果が上がらず、きりのないことを見抜き、川の流れを面でとらえ、川の全体構造を理解した上、きちんとした計画を立てて護岸工事を実施、甲府盆地を見事に洪水のない沃土に変えた史実は有名である。よって集落のみならず、近隣の町との連携をはかることと、捕獲と捕獲後の活用について、所見を伺います。

次に、川本町教育行政について問うものであります。

川本町教育振興基本計画・川本町教育ビジョンと総合戦略の「学び」の取り組みについて、お尋ねします。

天候不順なとき、体育祭・運動会はコロナ対策のため生徒さん・職員・保護者で開催され、成功裏に終わったと伺っています。おめでとうございます。子どもたちは、今年コロナ感染(症)による短い夏休みでありました。現在、毎日明るく挨拶を交わしながら登校する子どもたちの将来を思う心より、ピンチをチャンスにと変えながら、今、私たちが川本町ならではの「魅力あるこども達」を育むため、老若男女が手を取り合い、世代を超えて挑戦を続けていくことが必要であります。

さて、川本町教育振興基本計画は、川本町教育ビジョン、平成27年2月16日に策定されました。

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のため施策に関する基本的な計画」に位置づけられているものであります。計画策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)を参酌、「第2期しまね教育ビジョン21」(平成26年7月島根県教育委員会策定)を基本とし、各施策については「第5次川本町総合計画」に沿った計画としており、学校教育、社会教育、社会体育及び文化振興に関する施策を計画の範囲とします。とあります。

教育ビジョンの計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、川本町基本計画の進捗状況の点検評価と計画の見直しが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく、「教育委

5番
木村議員 員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価や町の行政費用において、教育委員会が関係機関と連携して、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。併せて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。」とあります。

ほぼ、同時期、平成27年10月「川本町総合戦略」が策定されました。総合戦略は学びを軸とする目指す姿とは「川本の価値」。この町でなら、落ち着いて自分の夢や可能性に向き合える」期待感、「夢と可能性に挑戦する人財が循環するまち」の構築に挑む。5つの柱「学び」「交流」「仕事」「住まい」「子育て」の循環により、「夢と可能性に挑戦する人財が循環するまち」の実現に取り組み、人口の安定化へつなげる。と掲げてあります。

そこでお尋ねします。

川本町の教育行政の現状と学力向上の取り組みについて。総合戦略での施策「学び」施策の効果検証について。魅力化活性化委員会の設置、魅力化構想の策定について。教育長の所見を伺います。以上であります。

議長 それでは、木村議員の質問のうち1項目めの「川本町をとりまく道路行政について問う」に対する答弁をお願い致します。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 木村議員の1項目、「川本町をとりまく道路行政について問う」のうち、まず「防災に強い中心市街地道路の強靱化対策を問う」についてお答え致します。弓市地区は川本堤防の内側に市街地が形成されていることから、災害時においても避難誘導や物資等、安全かつ安心に通れる幹線道路が確保されることが本町にとりましても必要不可欠でございます。平成28年2月に国土交通省中国地方整備局が策定した、現行の江の川水系河川整備計画におきましては、この川本堤防の堤防高の不足への対策として、堤防の高さの確保が掲げられております。昨今の気候変動により降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が進んでいる状況を踏まえますと、水害の影響を受けない災害に強い道路を構築することが不可欠でございます。こうした背景から、川本堤防が完成堤防になることが、弓市地区における市街地形成の根幹になりますので、堤防整備の早期実施に向け、あらゆる機会を捉えて今後も国に強く要望して参ります。また、本年5月には懸念となったままとなっております、主要地方道川本波多線川本工区について、県の県央県土整備事務所との意見交換会を行っております。その際に、川本町都市計画道路の見直しと一体で計画されたルート案が、平成18年度に示されて以降、検討が休止されたままとなっていること、昨今の気候変動など様々な状況が大きく変化している背景下で、望ましいルート案を現在検討中であることなどを確認しております。

続きまして、「瀬尻久料谷地区の水防事業にかかる国道261号線の嵩上げについて問う」についてお答えします。8月に設置された国土交通省、県、江の川流域の市町で構成される「江の川水系流域治水協議会」において、流域全体での整備方針等について協議を行っており、その中で打ち出される方

番外伊藤地域整備課長

針を踏まえ、今後30年間の整備計画を定めた「江の川水系河川整備計画」も見直される予定となっています。国が示している現行の整備計画では、瀬尻久料谷地区は宅地嵩上げにより整備するとされており、平成29年11月に行われた地元説明会の際に、国から示された手法では国道261号の嵩上げを伴わずに、土地利用一体型水防災事業輪中堤併用方式による宅地嵩上げ、及び宅地単独嵩上げを行う予定とされておりましたが、この度の豪雨災害により再び地区が孤立したことを踏まえ改めて協議をしたところ、県からは国が水防災事業に着手される際は合わせて国道261号も嵩上げする意向を示されたところ、これに伴いまして、今後、宅地嵩上げの方式や道路の整備範囲などに多々変更が生じてくるものと思われ、いずれにしても、流域治水協議会での整備方針が示されれば国や県、地元の協議会と連携し瀬尻久料谷地区における治水事業は早期に着手されますよう働きかけて参ります。

議長

ただいまの答弁に対して、再質問ございますか。5番木村議員。

5番
木村議員

はい、ありがとうございます。今、課長からも話がありましたように、30年という、この江の川水系河川計画という事になっております。話もありましたけど、早くということもありますが、やはり事業展開が遅いと計画そのものが、やはり時代遅れになろうか、その事業化についてお話しただいてますように、早急に取り組んでいただきたいし、先ほどの話のように国道が嵩上げということになれば、嵩上げと住宅の嵩上げのやはり時間的な差があるかなと思うのです。何十年もかかるような作業・工事計画であろうというふうに、私は素人的に思うのですが、その際、国道の嵩上げをしていただくならば、国道を嵩上げる前に宅地等の嵩上げについての依頼を要請をした方が良いかなというふうに考えますが、このお考えはいかがでしょうか。

議長

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長

国道261号とですね、瀬尻久料谷地区の嵩上げにつきまして、これにつきましてはどうしても工法的にも同時に行わなければ非常に難しいかなというふうに考えておりますけれども、いずれにしても早く具体化して、早期の着工を迎えられるよう、町としましても取り組みの方を行って参りますのでよろしくお願いをいたします。

議長

はい、5番木村議員。

5番
木村議員

はい。ありがとうございます。いずれにせよ今もですね、避難されてるかとか家を改修するという話をお持ちながら中々こういう話が二転三転するという時代でございますので、早くお願いしたいなというふうに思います。関

5 番
木村議員

連して町長にお願いしたいのですけれど、町長もいろいろと県の方にお話しをされてるといふふうに伺いました。私たちの重要課題である弓市魅力化と連動して、効率・効果的な道路整備を図るためにも、やはり県の方に絶えず言っていただきたいなど、情報交換をお願いしたいなどいふふうに思うんです。幸いなことに、県央土木は同じ敷地のようなスリッパで行ける状況でもありますし、単的に言えばお茶飲みでも良いですし、昼食でも話ができますでしょうし、相手も多忙な方だと思いますので、そういうコミュニケーションを取って、そういう企画に対して速やかに進めるようコミュニケーションを取っていただきたいと思いますが、町長いかがでございましょう。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

議員ご指摘のように、隣の県の合同庁舎にあります県央県土整備事務所長さんとは、この被災以降、私も事あるごとに伺って、町の実情なり被災者の方々のお気持ちなりを今後の生活再建に向けた想い、それから国・県の直轄事業であっても早くスケジュールを示して欲しいといったような事をですね、直接お伝えしているところです。また、これは本庁の丸山知事が速やかに現地を見ていただきまして、これは当時、知事が入っていただきました時は瀬尻久料谷につきましては、261号線が通れない状態から対岸の方からご説明を申し上げて、そのいわゆる幹線道路にもかかわらず孤立してしまっていると現状目の当たりにしていただいておりますので、その知事の意向を受けて、私も松江に出ておりました折に、他の会議で出た折も土木部長さんから、先ほど担当課長が申し上げましたように、261号線の嵩上げを国が着手すると同時に県もやる意向であるといったような事を、県の方向性をお聞きすると言ったようなことがあります。今後も、議員ご指摘の通り私があらゆるネットワークなり働きかけを駆使して、一刻も早くこの事業をスケジュールの方が国から示されて、皆さんが将来に渡っての生活再建・生活確立に向けたイメージが確立する事ができますよう全力を挙げて取り組んでまいります。

議 長

再質問がありますか。5番木村議員。

5 番
木村議員

関連で、今町長もお話しがありましたけども8月5日に広島市三次で開催されました「江の川水系流域治水協議会」の話の関連なんですけど、やはりこれから3回ですかね、3月末までに、それなりにですね流域治水の計画を公表予定と国交省からお話しされておりますよね。ですのでこの3回しか、3回程度というふうに報道されておりましたけど川本町のこの件に流域治水についても、川本町の立場としてどのように、この会議に臨まれるのかお願ひしたい。

議 長	番外野坂町長。
番外 野坂町長	<p>議員ご指摘のとおり、この、江の川流域治水協議会、これはですね8月に構成されておりまして、その流域市町として加わっております。首長で構成される会議の基に実務ベースの担当課長、地域整備課長が加わっておりますけれども、そこで検討が重ねられております。今、その中で今の綱領それから激甚化を受けてのあらゆる可能性を国ベースで言いますと全ての河川流域において検討するという方向性が打ち出されておりますので、この方向を私どもの町の実情も踏まえて要望をその中でも行ってまいりたいというふうに考えております。この中では、やはりこの流域治水というのは、国全体ではかなり平野部を流れるような流域において湧水地ですとか、あるいは別の手法での方策も考えながら全体で考えてるという、大きな方針が示されておりますが、本町としてはこの本町の区間は取りわけ、なかなかそういった地形的にそのような余裕の可能性のあるエリアは、なかなか見込まれない中で何よりも、現行の河川整備計画の中で、堤防整備をやっていただけてない47年7月豪雨災害からやっていただけてない区間が未だにあると、まずこれを解消していくことが何よりも前提だという方向で述べてるという実情でございます。</p>
議 長	5番木村議員。
5番 木村議員	<p>この件については、次の香取議員も議題にされるというふうに思いますので以上にします。ですので「いつかはつくる行政から「いつまでにつくる行政」への転換をお願いしますということで、この項を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、1項目めの「川本町をとりまく道路行政について問う」の質問を終了いたします。</p>
々	<p>次に、2項目めの「川本町鳥獣被害防止計画について問う」に対する答弁をお願いします。番外湯浅産業振興課長。</p>
番外湯浅産 業振興課長	<p>木村議員の2項目め、「川本町鳥獣被害防止計画について問う」にお答えします。</p> <p>はじめに、従来からの被害防止対策の費用対効果についてです。鳥獣被害の対策としては駆除、侵入防止柵などの防御、追い払いなどの3本柱を行うことが必要です。駆除への支援としては、狩猟免許取得などに対する補助や捕獲奨励金により支援してきました。侵入防止柵は、農家に対して柵の設置の支援を行っております。刈り払い、追い払いなどへは、集落での活動に対する支援を行っておりますが、近年取り組みがありませんでした。また、適切な対策の実施や鳥獣被害対策の意識向上のために、有害鳥獣対策推進員を</p>

番外湯浅産
業振興課長

設置して対策をしてきました。しかし、近年の捕獲数は増加しておりますので、鳥獣の出没回数も増え、それに伴い被害も増加しているものと考えますが、適切な柵設置は鳥獣被害が減少しております。また、追い払いや緩衝帯設置など集落での取り組みなどを今後支援していく必要があると考えております。次に、鳥獣被害防止特別措置法、対象鳥獣の捕獲等に関する事項についてです。この法律は、鳥獣被害が、農林水産業に対する被害に加えて、人身被害や交通事故の発生など、広域化・深刻化していることに対するため、鳥獣被害防止のための施策を総合的に推進することを目的として、平成19年に制定されております。被害防止の取り組みを行う市町村に対して、国等が財政上の支援措置などを講ずることとされております。これにより、各種支援策を活用して、効果的な被害防止が図られることが期待されております。この法律により、町が定める被害防止計画では、対象鳥獣や保護計画が定められており、駆除班と農業者との捕獲体制を構築し対応していくこととしております。これに対し、鳥獣保護管理法では「鳥獣の保護」「狩猟の適正化」に加えて「鳥獣の管理」に関することが定められております。野生鳥獣が増えすぎていることにより、自然生態系への影響及び、農林水産業への被害の深刻化、また狩猟者の担い手の育成などに対応する法律であります。この法律に基づき、町は駆除班を編制し鳥獣駆除事業を行っております。

次に「鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲対象鳥獣のジビエ処理場建設について」です。議員お尋ねのこの交付金は、侵入防止策や緩衝帯設置などの被害対策、ジビエ処理加工施設などを対象として、事業費の2分の1を補助する国の事業で、民間団体が事業主体となります。この交付金による対策は、これまでの答弁の中で述べてまいりました有害鳥獣対策の基本となる3本柱のうち、駆除を促進しようとするものであります。従前は、貴重なタンパク源として捕獲し食料やその他のものにも活用されていましたが、保護政策が進み、狩猟そのものも少なくなったことから、近年、個体数が大幅に増加してきたという背景があります。こうした現状のもとでは、駆除した動物をそのまま殺処分して廃棄する対策をとるだけでは、必ずしも望ましい成果は呼び込めません。ジビエの利用拡大により駆除が促進され、結果として、個体数が管理され又動物が出没しにくくなるという効果も期待されはしますが、一足飛びに施設を建設に向かうのではなく、追い払いや駆除の促進などの、他の基本的な対策を連携して実施することが不可欠です。そのことを前提とした上で、次のステップとして、検討の遡上に載せるべきであると考えております。

議 長

ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。5番木村議員。

5番
木村議員

捕獲の関係で、午前中、圓山議員からの回答で「川本町被害対策実施隊」の関係についてお尋ねしたいんですけど、午前中の回答に必要な応じて機運があればとありましたけど、その機運とはどういうふうに取り扱えば良い

5番
木村議員 のでしょうか。この実施隊について、様々な条件とかいろいろと問題がある
うかというふうに察しますけど、いずれにせよ私はそれなりに追い払っただけ
ではどうにもならないと。この一つ大きな柱に、やはり捕獲等の関係を大き
なポイントとして考えるんですけど、午前中に圓山議員に回答されました「機
運があれば」という、このことについてのご回答をお願いします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 具体的に申し上げますと、駆除実施隊は農地を守る農家の方、それから狩
猟する猟友会の方、地元の方が主体となって編成される、そして、有害鳥獣
対策を行っていくものであります。従いまして、地元が合意形成ができて、
そのものがやっていくんだという機運が高まることが必要だと考えておりま
す。

議 長 再質問がありますか。5番木村議員。

5番
木村議員 ではですね、その集落にした支援と言いますか、指導と言いますか、そ
れは県の専門員等の関係の指導も受けたり、町からも指導されたり、そうい
う集落の集団診断に基づいた対策を行なわなくちゃならないかなというふう
に考えるのですけれど、集落でそのように機運を高めるための連携した防御
対策実行プランの指導及び啓蒙活動は、誰が実践的に啓発するのか、追い払
いを諦めずに集落全体で力を合わせて、今後よく行うことが大切であると思
いますが、できる体制を作るにはこれまでにあまりできなかった要因等を含
めて、今後どのようにすれば集落の積極的な機運が生まれるか、そういうよ
うな指導体制等の関係について伺います。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 集落での取り組みでございますが、本年度から先ずは有害鳥獣対策の柵の
設置の研修ですとか、研修を何度かするように、実施済み或いは今後もする
ように計画をしております。その中で今回、9月上旬に自治会に配布したペ
ーパーがございますが、こちらには集団被害防止対策事業の推進についての、
町からの支援策の周知などをさせていただいております。これに、今後、自
治会からの要望に基づきまして、自治会に出向いて参りまして、説明など或
いは実施に向けての支援などをしていきたいというふうに考えております。
また、捕獲・駆除、或いは追い払いなどの関係のことを先ほど質問いただき
ましたが、中倉での県のモデル事業などのレポートを読みますと、捕獲も、
もちろん大事なことでありますが、むしろ追い払いをすることによって有
害鳥獣の被害が減少しているという結果も出ておりますので、当然、駆除と
それから追い払いなどを、そういったことを含めてやるのが、必要だという

番外湯浅産
業振興課長
議 長

ふうに考えております。

再質問ありますか。5番木村議員。

5番
木村議員

今、中倉のお話を伺いましたので、中倉の関係について、またお尋ねしますけれど、先日、回覧で中倉の施策が各自治会を通して回覧をされておりました。早速、私、現地に見に行かせてもらいました。またその圃場の方ともお話しさしていただいたのですが、確かにサルは来なくなったと被害は無くなったというふうに伺いました。たいへん良いなというふうに思うのですが、その圃場だけは良いなというふうに思うのですが、これからいろいろ検証されるのだと思うのですが、これの工事するのにかなりのハードな設置工事にかかったというふうの一つ。それからですね、やはり農作物を出したり入れたりする出入口の問題ですとか、まだ今から改良するところはあるのかなと思います。確かに良いのならこれを町内に広めていただきたいのですが、価格の問題とかメンテナンスの問題。やはり設置する所に草が当然生えますので、これも電柵でも皆さんご経験があると思いますが、その問題とか、そういうことについて。それから今から、私思ったんですけど、今から雪が降りますよね。この間、台風の後に行きましたので台風については被害がなかったようなんですけど、これから雪が降ったりする時には、そのような撤去とか生じるのかなと。そういう耐久性の問題についてこれから検証されると思うのですが、いかがでしょう。

議 長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長

自治会配布文書で紹介させていただきました、中倉地区での実施報告のサル被害対策のネットですが、こちら新商品で成果を確認するために設置したものであります。管理の問題などのご指摘がありましたが、当然、管理を適切にすることがいかに有効な防護柵であっても、一旦は効果がありますが、そのうちにサルが侵入してくるとかそういったことが起こります。適切な設置、それから適切な管理が大変必要になってまいります。それから雪ですとか台風の関係がございました。これも適切な管理の部分にあたるかと思いますが、そこらへんを農家の方に説明して、適切な時期には外す、必要な時期に設置する。そのものが壊れないような対策もとっていただくというようなことは説明を申し上げたいというふうに思っております。

議 長

はい、5番木村議員。

5番
木村議員

よろしく申し上げます。追い払いばかりだと今回は追い払い以外のものもそれなりに必要だと強く思うんですけど、駆除班の人達で猟友会の人達の高齢化とか減少で担い手の確保の関係について、猟友会さんとのお話もあろう

5番
木村議員 かと思いますので、この育成の関係についていろいろと費用の関係もあろうかと思うのですが、そのお考え、育成の問題、それから拡大の問題、担い手の確保についてお尋ねします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 実際、猟友会さんのメンバー構成見ますと、60代、70代の方が主になって高齢化しておるとというのが現実です。一番影響を受ける農家の方も狩猟免許を取得して、農地を守るために活動もしておられますし、是非、狩猟免許を取得して駆除班として活動していただきたいなというふうに考えております。また担い手の関係になりますが、町としてもそういう対策を取っていくべきであろうかと思えます。狩猟免許の取得につきましては島根県の方が講習会などしております。狩猟免許で事前講習会のポスターなどが掲示されておりますが、見ますと若い女性の方がモデルになっておったり、いろいろな方に、先ほど農家の方と申しましたけど、いろいろな方にそういうことに携わっていただければ良いのかなというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。5番木村議員。

5番
木村議員 是非ですね、そういう多くの方と言いますか、具体的に半農半Xと言いますか、やはり農業をしながら他の仕事をしてらっしゃる方にも働きかけていただきたいと思います。捕獲の関係で邑南町で取り組まれてる日本猿の大型の檻と言いますか、地獄檻等の導入について飯南町やら邑南町の方へ計画されておられますが、かなり効果があるというふうに聞いておりますが、川本町における取り組みについてお考えがあればお願いします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 大型捕獲檻につきまして、業者の方も来町されて説明をいただいております。これを設置することによって、例えばサルが一度に30頭、40頭捕獲できるだとか、そういった事例の紹介をいただいておりますが、いずれにしても近隣或いは県外かもしれませんが、実際に設置されておられるところの効果や或いは運用方法、いろんなものを視察して、今後の設置するべきものなら、そういうことも検討していきたいというふうに思っております。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 大型檻も色々見るとネットで見ると大きな小屋みたいなものもあるんですけど、先日伺った時、一つの畑を犠牲にしてそこで作物を作って、そこで檻を作ってやるとかなり効果的だというふうに伺いました。いろいろとお聞きし

5番
木村議員 ましたけど、今日3人もこの鳥獣対策の質問をしております。いずれにせよ、これまでのお二人の議員からも仰っていただきましたように、農作物の被害はかなり酷いですし、これからますますサルやら鳥獣の対策があるかと思えます。これも一気にできないかも分かりませんが、粘り強い対策をして農産物の守りについてご指導の方を賜りたいと思えます。この件、終わります。

議 長 以上で、2項目めの「川本町鳥獣被害防止計画について問う」の質問を終了いたします。

々 次に、3項目めの「川本町教育行政について問う」に対する、答弁をお願い致します。番外教育課長。

番外坂根教育課長 木村議員のご質問のうち、3番目の「川本町教育行政について問う」にお答え致します。まず1点目の「川本町の教育行政の現状と学力向上の取り組み」についてです。現行の教育振興基本計画では「ふるさとを愛し未来に羽ばたく心豊かな人づくり」を基本理念とし、「子ども達を育む基盤」と「社会教育の展開」を大きな柱として、各分野における具体的な事業や取り組みをもって推進することとしております。このうち、「子ども達を育む基盤」においては、学校教育の充実を目指して「知力・徳力・体力の育成」を重点に置き、小・中学校の9年間を通して学び合いの環境づくりに取り組んでいるところです。こうした状況の中、学力向上の取り組みといたしましては、毎年、実施される全国学力・学習状況調査や県学力調査がひとつの目安になるところですが、こうした調査の目的は、一人ひとりの学習の理解を確認することですので、この結果を指導に反映していくことこそが重要であると考えております。本町は学力調査の結果を公表しておりませんので、具体的な状況を申し上げることは控えさせていただきますが、集団としての母数が小さいため、平均値としては学年によって幅が大きく、県平均を上回る場合もあれば、そうでない場合もある状況でございます。この調査では、子どもの学習への興味関心や意欲の度合いを知ることもできますので、各校では学力調査の結果を分析して授業改善プランを検討し、これを教育委員会と共有し、指導主事が定期的に学校訪問をするなどしているところです。学習に向かう意欲を高め、確かな学力を身につけていくことは学校教育の根幹であると考えますので、今後も児童生徒の学力向上の取り組みを継続してまいります。

次に、2点目の「総合戦略「学び」の施策の効果検証」についてです。教育振興基本計画は、本町の教育理念を掲げ、町にふさわしい教育を進めていくために策定されたものですが、総合戦略は「人口減少対策に特化した取り組み」として策定されたものです。目指す姿としては、「学び」を通じた新しい交流の動きを活発化させ、「夢と可能性に挑戦する人材が循環する町」を構築することであり、この町で育った子ども達が大人になった時、自分の夢をふるさとで叶えるために戻ってくることを願うものです。その中核とし

番外坂根教育課長 　「学び」の取り組みを置き、多様な経験や挑戦ができる環境整備と、地域を知り地域で活動する機会の充実に向けて施策を講じているところです。総合戦略における「学び」では、対象は小・中学生に限らず、島根中央高校の魅力化支援につながる施策もごぞいます。「学び」そのものは、人口減少対策として直接的な効果を生むものではないかもしれませんが、こうした取り組みを内外に情報発信することで、そこに魅力を感じて川本町を訪れる人が増えたり、定住促進につながったりというような、そうした効果が現れることを期待しております。

最後に、3点目の「魅力化活性化委員会の設置、魅力化構想の策定」につきましては、総合戦略の「学び」の施策のひとつとして位置づけられているものでございます。この委員会は、「教育魅力化推進委員会」として、平成28年度に小中高の学校長や保育所、保護者の代表を構成員として立ち上げられ、教育の魅力化事業の推進について検討をしましてまいりました。当初はこれの中で、総合戦略における教育の魅力化構想を検討し、保育所から高校までが連携する教育プログラムの策定をする計画となっておりましたが、一方で次期、教育振興基本計画の策定も予定されておりました。教育をどのように魅力あるものにしていくかということは、本町の教育の理念に関わる重要な視点でありますので、当初計画しておりました魅力化構想は、次期、教育振興基本計画の策定に併せて検討することと結論づけております。なお、現在の教育振興基本計画は、期間を1年延長し、今年度末までとなっておりますので、現在、次期計画の策定に取りかかっているところでございます。

議 長 　　ただいまの答弁に対して、再質問あります。5番木村議員。

5番 木村議員 　　最初にですね、全国学力調査島根県学力調査の関係についてお尋ねします。今答弁いただきました公表してないということなんですが、では全国平均の中でバランスがあって、なかなか合わないというお話だったんですけど、島根県で、どのレベルで見るかなんですけど、島根県は全国的にみるとまあまあちょっと下がってるというようなところですよ。川本としては、ある程度バランス的にどうなんですかね、の一点と。それにサポート、それなりにばらつきがあるならばらつきのある児童、川本は児童数が少ないですよ、かなり小さなところまで手が届くような教育ができるのではないかと思うんですけど、その学力調査の関係について、そのサポート、全国レベル以上に上げるとかいう事について、具体的にどのようにされてるかということをお願いします。

議 長 　　番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 　　先ほどのお尋ねの中の、まず学力調査の状況につきまして、島根県の中の川本町の位置付けというものをしっかりとした数値でお示しすることはな

番外坂根教育課長 かなか難しいかなと思っております。ただ、その教科によりまして平均を上回っているものもございますし、平均から外れているものもあるというような状況でございます。一方、そうした状況に対しての学力のサポート体制につきまして、川本町の単独事業として学習支援員を小学校には3名、中学校にも3名配置をしております。そうしたところで学校の中で授業中のサポートをさせていただいたりですとか、また、放課後、子どもさんに声を掛けて学習の支援をさせていただくという時間も設けているところでございます。以上です。

議長 5番木村議員、残り時間が5分となりました。

5番木村議員 はい、分かりました。はい、ではこれ最後にします。
島根県の先ほどのビジョン等の関係について、説明は分かりました。是非、次の戦略の引き続きよろしくお願ひします。島根県の「しまね教育魅力化ビジョン」ですね、令和2年3月25日に島根県教育委員会の会議で議決されています。教育長として「しまね教育魅力化ビジョン」はどのように受け取られて、今後、川本の教育ビジョンについてのお考えを伺って、終わりにします。

議長 番外宇山教育長。

番外宇山教育長 県の教育ビジョンの方の今現在、新しい町の教育ビジョンの策定をする上で熟読しているところでございます。県の教育ビジョンを参考にしながら作っていくわけですが、いずれにしても基本理念につきましては、大きく変わるものではないというふうに考えております。故郷への愛着、それから生きる力、思いやりの心など引き続き強化をして盛り込んでいきたいというふうに考えております。次期計画では県にもありますように、ICTの関係を特に強くしていかないといけないのではないかなと思っております。このコロナの状況で学校が無い時期があった場合でも、家庭の方で学習ができるような環境を整えていくというのは、必要不可欠ではないかなというふうに考えております。時代を担う子どもの教育施策を行う基盤となる計画を策定していきたいと考えております。よろしくお願ひ致します。

議長 以上で、3項目め「川本町教育行政について問う」の質問を終了致します。

々 これをもちまして木村議員の一般質問を終了致します。

々 ここで、暫時休憩と致します。再開は14時10分から行います。
(午後 1時57分)